

避難所開設・運営マニュアル (簡略版)

柏市立花野井小学校

柏市教育委員会
柏市防災安全課

災害発生時の教職員の参集について

①震度5強以上の地震発生時（避難者がある場合は、原則として避難所開設）

- ・ 週休日・休日，出張中，退勤後であっても管理職と参集指定の教職員は，勤務する学校へ参集し，施設設備等の状況を確認するとともに，避難者がある場合は，体育館等へ誘導し，必要な対応を行う。
- ・ 本格的な避難所開設のための対応が必要な場合は，全教職員が参集する。
- ・ 管理職は，市教委の指示があるまで，学校待機とする。

②震度5弱の地震発生時

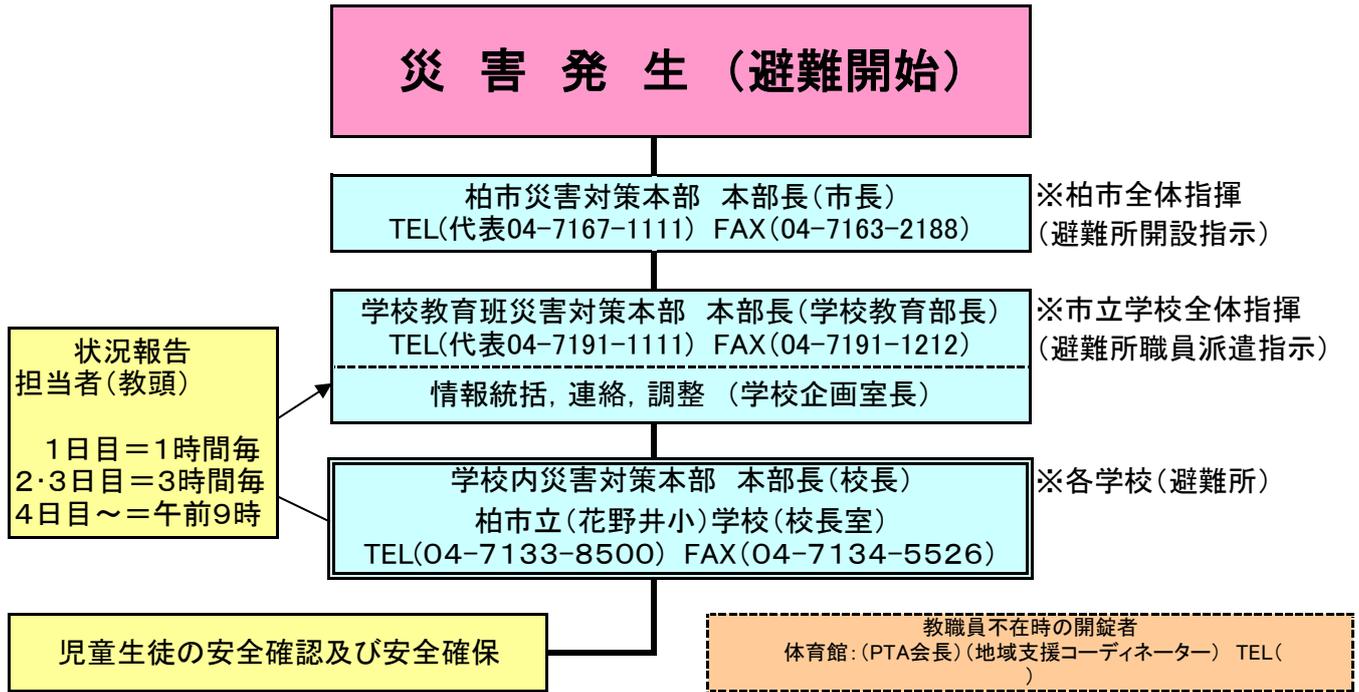
- ・ 週休日・休日や退勤後の場合，管理職又は参集指定の教職員は，勤務する学校へ行き，施設設備等の状況を確認する。

③震度4以下の地震発生時

- ・ 週休日・休日や退勤後の場合，管理職又は参集指定の職員は，勤務する学校へ行く必要はないが，できる限り情報収集に努める。

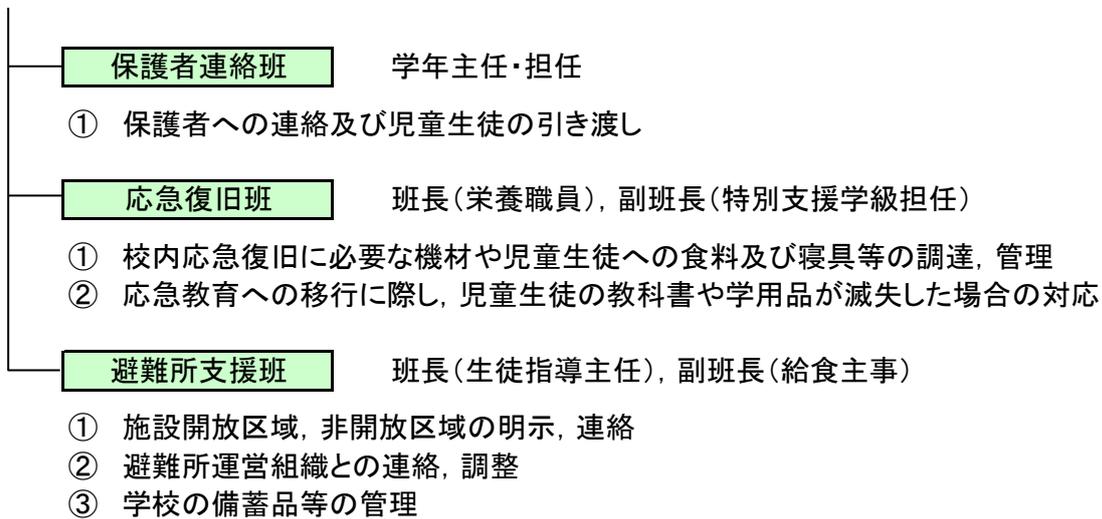
④地震以外の災害（風水害等）の発生による避難勧告・指示が発令され，自校が避難所となった場合

- ※1 管理職及び教職員の参集前に体育館の開放を行う必要があることを想定し，信頼できる保護者又は近隣の住民に体育館の鍵を預けておく。
- ※2 避難所開設に関しては，各学校から，ホームページ，スクールメール等で情報を発信するとともに，教職員は自ら情報収集に努め，勤務校の避難所が開設された場合は，速やかに参集する。
- ※3 各学校においては，管理職及び教職員も被災者となる場合や，道路，交通機関の遮断等により，容易に参集できないような状況も考え，通勤距離等を勘案して，参集指定職員（災害対策，避難所対策要員）を定めておくとともに，電話，メール等が不通になることを想定し，指示・命令が無くとも参集できるよう，教職員の参集体制を確立しておく。



《教職員役割分担》

- 本部** 本部長(校長), 副本部長(教頭)
 - ① 校内の被災状況等の把握, 対応の決定
 - ② 各班の業務についての連絡調整及び指示
 - ③ 学校教育班災害対策本部との連絡窓口
 - ④ 災害情報の整理, 情報の発信
 - ⑤ 外部からの問い合わせ対応
- 避難誘導班** 学年主任, 学級担任
 - ① 児童生徒, 教職員等の安否及び負傷者の確認
 - ② 本部長の指示により, 児童生徒の避難誘導を指揮(本部・消火班との連携)
 - ③ 保護者への引渡し困難な学校残留児童生徒への対応
- 消火班** 班長(安全主任), 副班長(特別活動主任)
 - ① 校内の巡視, 被害状況の点検
 - ② 出火防止に努め, 火災が発生した場合は初期消火活動
 - ③ 二次災害等防止のため必要な措置を対応
- 情報収集班** 班長(教務主任), 副班長(情報主任)
 - ① 災害情報の収集(地震規模・余震情報・二次災害情報, 近隣の被害状況等の情報収集)
- 救護班** 班長(養護教諭), 副班長(専科教員)
 - ① 負傷者の応急処置
 - ② 医療機関との連携
- 搬出班** 班長(事務職員), 副班長(事務職員)
 - ① 非常持ち出し物の搬出



避難所開設準備
 ※震度5強以上で避難者がある場合は, 避難所開設を原則とする

施設の被災状況調査, 安全確認

応急危険度判定
 ※市より派遣

立ち入り禁止措置・ガラスの破片等危険物の除去 等
 防災機材の準備(発電機, 投光機 等)

※発災後3時間以内を目途に **避難所開設**

学校内災害対策本部(校長室) 本部長(校長), 副本部長(教頭)

避難所運営委員会本部(花サボ室)

委員長(PTA会長), 副委員長(地域支援コーディネーター)

避難者代表<各町会>(花野井町会長)(柏ビレジ自治会長)(東花野井町会長)

市職員・校長・学校教職員・ボランティア
 避難所運営委員会の支援

用途別開放施設明示
 (校舎・校地図に明示)

避難所運営のための施設確保
 (校舎・校地図に明示)

- 避難者受付 (体育館入口)
- 居住区 (体育館)
- 救護室 (保健室)
- 更衣室 (体育館更衣室)
- 介護・負傷者室(生活科ルーム)
- 相談室 (体育館入口)
- 面会室 (図書室)
- 遺体安置所 (理科準備室)
- ペット置き場 (校庭 旧飼育小屋)

- 広報掲示板 (体育館入口近く)
- ゴミ集積所(外倉庫)
- 仮設トイレ設置場所 (体育館裏)
- 救援物資集積場所 (体育館脇)
- 仮設電話 (体育館入口)
- 洗濯場・物干し場 家庭科室・屋上)
- 調理室 (家庭科室)
- 給水場 (校庭中央)
- 物資配給所 (体育館入口)
- 緊急車両乗り入れ場所 (正門側駐車場)

＜避難者役割分担＞

避難所運営委員会

委員長(PTA会長), 副委員長(地域支援コーディネーター)

① 委員会運営の総括

総務チーム

リーダー(A), 副リーダー(B,C)

- ① 避難所の管理, 生活ルール作成と周知
- ② 運営記録, 避難者名簿の作成
- ③ 委員会事務局

情報チーム

リーダー(B), 副リーダー(C,A)

- ① 被害・復旧情報の収集, 避難者への伝達
- ② 市職員, 施設管理者との連絡調整

施設管理チーム

リーダー(C), 副リーダー(A,B)

- ① 危険箇所・要修繕箇所への対応

食料・物資チーム

リーダー(A), 副リーダー(B,C)

- ① 食料・物資の管理・配給
- ② 炊き出し・飲料水

保健・衛生チーム

リーダー(B), 副リーダー(C,A)

- ① 医療・介護にかかる相談・対応
- ② ペットの管理
- ③ 清掃・ゴミの衛生管理

要援護者支援チーム

リーダー(C), 副リーダー(A,B)

- ① 要援護者用の窓口の設置・相談対応
- ② 要援護者の避難状況確認・未確認者の確認・状況・要望の把握

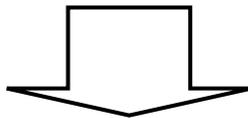
支援渉外チーム

リーダー(A), 副リーダー(B,C)

- ① ボランティアその他支援団体の派遣要請・受入れ・配置

A.花野井町会
B.柏ビレジ自治会
C.東花野井町会

*各町会の防災部で
割り当てる。



※発災72時間後を目途に **避難所運営委員会を中心とした運営に移行**

※教職員は, 授業再開に向けた業務, 児童生徒への支援を中心に行う。

※発災1週間後を目途に **避難所の統廃合**

※発災1ヶ月後を目途に **避難所の閉鎖** (民間賃貸住宅・公営住宅等へ移動)

【参 考】

居住スペースの目安: 4㎡/一人, バスケットボールコート換算で105人, 教室換算で15人

バスケットコート28m×15m=420㎡

教室=60㎡

生活ルール

- ・ルールは, 委員会で協議して決定する
- ・決定したルールは掲示板で周知する
- ・避難所の入所と退所手続きの徹底管理する
- ・起床と消灯時間(阪神淡路では, 起床6~7時, 消灯21~22時)の決定
- ・食事, 水等の配布方法, 配布時間, 配布場所の周知
- ・施設設備(トイレ等), スペースの使い方
- ・不満, 要望の受付

【避難所運営マニュアル作成の流れ】

1. 中学校区を単位とし, 小中学校と町会役員との協議の場を設ける。
2. 町会ごとの避難先の学校を決める(あくまでも原則)
3. 避難所運営委員会の組織, 各班の仕事内容を確認する。
4. 避難所運営委員会の役割分担をする。

○○町会の会長は, △△中学校の総務チームリーダー

□□町会の副会長は, ◆◆小学校の情報チームリーダー など

5. 使用スペースを決める。

避難所運営委員会本部=会議室

情報連絡室=職員室

居住区=体育館, 武道場, 多目的室

救護室=保健室 など

6. 避難所ルールを決める。
7. 防災備蓄品を確認する。(どこに何があるか)
8. 学校・町会ごとの避難所運営マニュアルを作成し, 教職員, 地域住民に周知する。